

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年總理府令第百二十九号）

改 正 案

現 行

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 令第十二条第一号に規定する内閣府令で定める指標は、当該指標に係る証券投資信託の受益証券をその開設する取引所金融商

品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場しようとする金融商品取引所（同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又はその開設する店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において売買を行わせようとする認可金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）が、その規則で定めるところにより、次に掲げる要件のすべてを満たすものとして指定しているものとする。

一 指標の算出方法が客観的なものであり、かつ、公正を欠くものでないこと。

二 有価証券（金融商品取引法第一百六十三条第一項に規定する特定有価証券等に限る。）の価格に係る指標にあつては、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものであること。

三 有価証券その他の資産の価格に係る指標で、その構成銘柄の変更があり得るものにあつては、変更の基準及び方法が公正を欠く

（金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外）

第十九条 （新設）

現 行

ものでないこと。

四 指標及びその算出方法が公表されているものであること。

五 有価証券その他の資産の価格に係る指標にあっては、その構成銘柄（その変更があり得る場合にはその基準及び方法を含む。）

が公表されているものであること。

六 有価証券の価格に係る指標にあっては、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を当該指標の変動率に一致させるために必要な有価証券の売買を円滑に行うことができると見込まれる銘柄で構成されているものであること（その構成銘柄の有価証券に対する投資として運用する場合に限る。）。

2 | 令第十二条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める証券投資信託は、その受益証券の内容に照らして、当該受益証券の市場価格が連動対象指標（その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率をその変動率に一致させようとする指標をいう。第九十四条及び第二百五十九条第一号において同じ。）の変動を適正に反映して形成されるために十分な流通性を確保する措置その他の措置が必要なものであつて当該措置が講じられていないもの以外のものとする。

3 | 令第十二条第一号イ、第二号ハ及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものとする。

(新設)

令第十二条第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものとする。

一 金融商品取引所又は外国金融商品市場（金融商品取引法第二条）
第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。
）に上場されている有価証券

二 （略）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

ハ （略）

4| 令第十二条第一号イに規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 （略）

5| 令第十二条第二号口に定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券（以下「各銘柄の有価証券」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が

一 金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）又は外国金融商品市場（同條第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）に上場されている有価証券

二 （略）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ （略）

ロ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会（同條第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

ハ （略）

2| 令第十二条第一号に規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 （略）

3| 令第十二条第二号口に定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式（以下「各銘柄の株式」という。）として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するもの

指定するものに相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受
益証券」という。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各
銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社
式又はその親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。
第五項第一号イにおいて同じ。）が発行した株式が含まれる場合
には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当
する金銭（評価額により算出したものに限る。）及び当該株式を
当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金
銭をもって取得することができる。

二 当該各銘柄の有価証券について、評価額をもって、それに相当
する一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当
該各銘柄の有価証券の評価額が取得する当該一定口数の受益証券
の評価額に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金
銭をもって充当することができる。

（削る）

6 | 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属
する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うもの
とする。

一 当該投資信託財産に属する有価証券は、評価額をもって、それ
に相当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、

に相当する一定口数の受益証券（以下「一定口数の受益証券」と
いう。）を単位として取得するものであること。ただし、当該各
銘柄の株式にその募集に応じる者が発行した株式又はその親会社
（会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イ
において同じ。）が発行した株式が含まれる場合には、当該募集
に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭（評価額
により算出したものに限る。）及び当該株式を当該投資信託財産
において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得す
ることができる。

二 当該各銘柄の株式について、評価額をもって、それに相当する
一定口数の受益証券を取得するものであること。ただし、当該各
銘柄の株式の評価額が取得する当該一定口数の受益証券の評価額
に満たない場合には、その差額に相当する部分に限り金銭をもつ
て充当することができる。

4 | 令第十二条第二号ハに規定する内閣府令で定める株式は、金融商
品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十
第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これら
に類する外国法人の株式を含む。）とする。

5 | 令第十二条第二号ハに規定する受益証券とその投資信託財産に属
する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うもの
とする。

一 当該投資信託財産に属する株式は、評価額をもって、それに相
当する一定口数の受益証券と交換するものであること。ただし、

し、次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限つては、受益証券をもつて返還することができる。

イ 当該投資信託財産に属する有価証券にその交換を行う受益者が発行した株式又はその親会社が発行した株式が含まれる場合 当該株式に相当する部分

ロ 当該有価証券の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

7 | 前三項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

8 | (略)

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる証券投資信託（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用するものに限る。）に類する外国投資信託の受益証券とする。

次のイ又はロに掲げる場合には当該イ又はロのそれぞれに掲げる部分に限つては、受益証券をもつて返還することができる。

イ 当該投資信託財産に属する株式にその交換を行う受益者が発行した株式又はその親会社が発行した株式が含まれる場合 当該株式に相当する部分

ロ 当該株式の評価額が当該一定口数の受益証券の評価額に満たない場合 その差額に相当する部分

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する株式のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

6 | 第二項、第三項及び前項に規定する評価額とは、投資信託約款において定める時点における公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額をいう。

7 | (略)

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券とする。

(自己投資口の処分の方法)

第一百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 (略)

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)

第二百五十九条 令第百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に対する投資として運用する外國投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券（投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一 当該外國投資法人の資産を令第十二条第二号イの規定（連動対象指標の構成銘柄の株式に対する投資として運用する場合に限る

(自己投資口の処分の方法)

第一百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）において行う取引による売却

二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において行う取引による売却

三 (略)

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)

第二百五十九条 令第百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に対する投資として運用する外國投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券（投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。）とする。

一 当該外國投資法人の資産を令第十二条第二号イの規定に準じて運用する旨

二一四
。に準じて運用する旨
(略)

二一四
(略)

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年總理府令第百三十三号）

改 正 案

現 行

（運用報告書の表示事項等）

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 （略）

二 運用状況の推移（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を投資信託約款に定めている証券投資信託については、当該投資信託財産の純資産額の変動と連動対象指標（規則第十九条第二項に規定する連動対象指標をいう。）の変動との連動率を表す指標を含む。）

2 ～ 7 （略）

（運用報告書の表示事項等）

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 （略）

二 運用状況の推移（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第十二条第二号に掲げる証券投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む。）

2 ～ 7 （略）

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改 正 案

現 行

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業者」、「金融商品取引業協会」、「金融市场市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融市场市場」、「金融市场市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融市场市場、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

2・3 （略）

（空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）

第十一条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 （略）

三次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業者」、「金融商品取引業協会」、「金融商品取引所」、「取引所金融市场市場」、「金融市场市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、取引所金融市场市場、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

2・3 （略）

（空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外）

第十一条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 （略）

三次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イヽハ (略)

二 有価証券信託受益証券（令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。）でハに掲げる有価証券を受託有価証券（同号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。）とするもの

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの）以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。）につき自己の計算による空売りを行う取引のうち、外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け（当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同条第一項第二十号に掲げる有価証券（以下この号において「預託証券」という。）である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの

イヽハ (新設) (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するものに限る。）につき自己の計算による空売りを行う取引のうち、同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付けを行う取引であつて、次に掲げるもの

又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得することを含む。）を行う取引であつて、次に掲げるもの

イ・ロ （略）

五〇十一 （略）

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条规定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三〇十五 （略）

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号及び第十四条第十七号ハにおいて「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに

イ・ロ （略）

五〇十一 （略）

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、第十六号に規定する受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）、株式無償割当て（会社法第百八十五条规定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併又は会社分割を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併又は会社分割により割り当てられた株式、優先出資、第十六号に規定する受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三〇十五 （略）

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下この号において「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに

。) 第十二条第二号イに掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託受益証券」という。) に係る次に掲げる取引

イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換(投信法施行令第十二条第一号イ又は第二号ハに定める交換に限る。)する請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引(第二号に掲げる取引を除く。)

ロ 投資信託受益証券の取得(投信法施行令第十二条第二号ロに定める取得に限る。)の申込みを行つており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券(投資信託受益証券に類するものに限る。以下の号及び第十四条第十七号ロにおいて「外国投資信託受益証券」という。)、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

掲げる旨を定めている証券投資信託に係るものに限る。以下この章において「受益証券」という。) に係る次に掲げる取引

イ 受益証券をその投資信託財産に属する株券に交換(投信法施行令第十二条第一号又は第二号ハに定める交換に限る。)する請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

ロ 受益証券の取得(投信法施行令第十二条第二号ロに定める取得に限る。)の申込みを行つており、当該申込みの結果取得することとなる受益証券の数量の範囲内で当該受益証券と同一の銘柄の受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている受益証券又は投資証券につき自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イヽハ (略)

ニ 有価証券信託受益証券でハに掲げる有価証券を受託有価証券

とするもの

三ヽ九 (略)

十 株券の発行者が株式分割、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式の数量の範囲内で当該株式と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十一ヽ十三 (略)

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十四条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 金融商品取引所の会員等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会による売買により当該顧客の有している（借り入れている場合及

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イヽハ (略)

(新設)

三ヽ九 (略)

十 株券の発行者が株式分割、株式無償割当て、合併又は会社分割を行いう場合において、当該株式分割、株式無償割当て、合併又は会社分割により割り当てられた株式の数量の範囲内で当該株式と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十一ヽ十三 (略)

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十四条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

三 金融商品取引所の会員等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会による売買により当該顧客の有している（借り入れている場合及

び令第二十六条の二の規定に該当する場合を除く。) 有価証券の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該会員等が自己の計算により空売りを行う取引(あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けに従い売付けの注文が行われることとなつており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限り、第十条第三号に掲げる取引を除く。)

イ 当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格(ロにおいて「出来高加重平均価格」という。)

ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該会員等が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所金融商品市場において分割して売付けを行つた当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売買高で除して得た価格

四・五 (略)

六 有価証券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引(以下この号において「有価証券先物取引」という。)又は有価証券に係る同項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において「有価証券指標先物取引」という。)に係る約定価額又は約定数値(同号に規定する約定数値をいう。以下同値をいう。以下同じ。)の水準と有価証券指数等(有価証券先物取引に係る有価証券の価額の合計額又は有価証券指数(有価証券

び令第二十六条の二の規定に該当する場合を除く。)株券の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券を当該会員等が自己の計算により空売りを行う取引(あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなつており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限る。)

イ 当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該株券と同一の銘柄の株券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格(ロにおいて「出来高加重平均価格」という。)

ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該会員等が当該株券と同一の銘柄の株券を当該取引所金融商品市場において分割して売付けを行つた当該株券と同一の銘柄の株券の総売付代金を総売付高で除して得た価格

四・五 (略)

六 株券に係る法第二条第二十一項第一号に掲げる取引(以下この号において「株券先物取引」という。)又は株券に係る同項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。)に係る約定価額又は約定数値(同号に規定する約定数値をいう。以下同じ。)の水準と株価指数等(株券先物取引に係る株券の価額の合計額又は株価指数(株券の価格に基づき算出される指数をいう。

の価格に基づき算出される指數をいう。以下この号及び次号において同じ。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引（これに準ずる取引で有価証券指數に係る同項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含み、第十条第三号に掲げる取引を除く。）

イ 買方有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の買付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値（法第二条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値を上回った場合に規定する現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値を上回った場合に現実数値をいう。以下同じ。）が約定数値を上回った場合に現実数値をいう。以下同じ。）を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指數等の変動に近似するようを選定したものに限る。）の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の売付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金錢を支払う立場の当事者となるものをいう。ロ及び次号において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法（有価証券先物取引においては買戻しに限る。）により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等又は当該売方有価証券指標先

以下この条において同じ。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引（これに準ずる取引で株価指數に係る同項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含む。）

イ 買方株価指數先物取引等（株券先物取引の買付け又は株価指数先物取引のうち現実数値（法第二条第二十一項第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。）を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該買方株価指數先物取引等に係る株価指数等の変動に近似するようを選定したものに限る。）の売付けを行う取引

ロ 買方株価指數先物取引等の取引契約残高と対当する売方株価指数先物取引等（株券先物取引の売付け又は株価指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金錢を支払う立場の当事者となるものをいう。ロ及び次号において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法（株券先物取引においては買戻しに限る。）により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該買方株価指數先物取引等又は当該売方株価指數先物取引等に係る株価指数等の変動に近似

物取引等に係る有価証券指數等の変動に近似するよう選定したものに限る。) の売付けを行う取引

七 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高 (これと対当する売方有価証券指標先物取引等の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引等と同一の買方有価証券指標先物取引等に係る前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。) に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券 (当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指數等の変動に近似するように選定したものに限る。) の売付けを行う取引 (これに準ずる法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に伴い行うものを含み、第十二条第三号に掲げる取引を除く。)

八 有価証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 (以下この号及び次号において「有価証券オプション取引」という。)

に係る権利行使価格 (当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格をいう。) 及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、有価証券オプション取引を新規に行うことにより行うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引 (第十一条第三号に掲げる取引を除く。)

するよう選定したものに限る。) の売付けを行う取引

七 買方株価指數先物取引等の取引契約残高 (これと対当する売方株価指數先物取引等の取引契約残高並びに当該買方株価指數先物取引等と同一の買方株価指數先物取引等に係る前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。) に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の株券 (当該株券の価額の合計額の変動が当該買方株価指數先物取引等に係る株価指數等の変動に近似するよう選定したものに限る。) の売付けを行う取引 (これに準ずる取引で株価指數に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引に伴い行うものを含む。)

八 株券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引 (以下この号及び次号において「株券オプション取引」という。) に係る権利行使価格 (当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格をいう。) 及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

九 有価証券オプション取引により有価証券を買い付ける権利を得し又は売り付ける権利を付与している場合において、当該有価証券オプション取引に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため当該権利を行使し又は行使された場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量（有価証券オプション取引により当該有価証券を売り付ける権利を取得し又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る前号に掲げる取引の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

九 株券オプション取引により株券を買い付ける権利を取得し又是売り付ける権利を付与している場合において、当該株券オプション取引に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため当該権利を行使し又は行使された場合に買い付けることとなる当該株券の数量（株券オプション取引により当該株券を売り付ける権利を取得し又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る前号に規定する取引の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十 受益証券の約定価額の水準と当該受益証券と同一の株価指数に基づき運用することとされた他の受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の受益証券の売付けを行う取引

十
投資信託受益証券の約定価額の水準と当該投資信託受益証券と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であって、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十一 投資信託受益証券の約定価額の水準と指標の水準の関係を利
用して行う取引であって、当該投資信託受益証券の買付けを新規
に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（そ
の価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動
に近似するよう選定した有価証券をいう。以下第十六号までに

十一 受益証券の約定価額の水準と株価指数の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券（当該株券の価額の合計額の変動が当該受益証券に係る株価指数の変動に近似するよう選定したものに限る。以下第十四号までにおいて同

おいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第十五号及び第十六号において同じ。）を行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

十二 投資信託受益証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

十三 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券に係る指標によるものをいうもの）のをいう。以下この号及び次号において同じ。）又は指標連動有価証券の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。）を新規に行うとともに、その取引契約残高又は高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものであって、

じ。）の売付けを行う取引

十二 受益証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券の売付けを行う取引

十三 株価指数先物取引に係る約定数値の水準又は株価指数の水準と受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方株価指数先物取引（株価指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該受益証券に係る株価指数によるものをいうもの）のをいう。以下この号及び次号において同じ。）又は銘柄の異なる複数の株券の買付けを新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該受益証券の売付けを行う取引

ロ 買方株価指数先物取引の取引契約残高と対当する売方株価指

のであって、当該投資信託受益証券に係る指標によるものを行う。次号において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内する金額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引

十四 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第六号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で投資信託受益証券の売付けを行う取引

十五 投資信託受益証券の価格の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号において「投資信託受益証券オプション取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券の価額（当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第八号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第十条第二号に掲げる取引を除く。）

十六 投資信託受益証券オプション取引により投資信託受益証券を買い付ける権利を取得し又は売り付ける権利を付与している場合

当該受益証券に係る株価指数によるものをいう。次号において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で当該受益証券の売付けを行う取引

十四 買方株価指数先物取引の取引契約残高（これと対当する売方株価指数先物取引の取引契約残高並びに当該買方株価指数先物取引と同一の買方株価指数先物取引に係る第六号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は銘柄の異なる複数の株券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で受益証券の売付けを行う取引

（新設）

（新設）

において、当該権利を行使し又は行使された場合に買い付けることとなる投資信託受益証券の価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券の価額（投資信託受益証券オプション取引により当該投資信託受益証券を売り付ける権利を取得し又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券の価額、当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第八号及び第九号に掲げる取引の額並びに指標連動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）。

十七 取引所金融商品市場における次のイからホまでに掲げる有価証券の価格をそれぞれ当該イからホまでに定める指標に平準化するための当該有価証券の売付けを行う取引

イ 投資信託受益証券 当該投資信託受益証券に係る指標
ロ 外国投資信託受益証券 当該外国投資信託受益証券に係る指標

十五 取引所金融商品市場における受益証券の価格を当該受益証券に係る株価指数に平準化するための当該受益証券の売付けを行う取引

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券（資産を主として有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）に対する投資として運用する外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいい、その規約又はこれに相当する書類において、その資産を投信法施行令第十二条第二号

イの規定に準じて運用する旨を定めているものに限る。) の発行するものであつて、投資証券に類するものに限る。) 当該

外国投資証券に係る指標

二 有価証券信託受益証券で口又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの 当該受託有価証券に係る指標

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で口又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの 当該表示する権利に係る有価証券に係る指標

十八（二十）（略）

（株券等に含めない有価証券等）

第五十七条（略）

2 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前項各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）

十六（十八）（略）

（株券等に含めない有価証券等）

第五十七条（略）

2 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 令第二条の三第三号に規定する有価証券信託受益証券で、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前項各号に掲げるものを除く。次号において同じ。）を受託有価証券（同条第四号に規定する受託有価証券をいう。次項第四号において同じ。）とするもの（次項第四号において「株券等信託受益証券」という。）

三 二（略）

[REDACTED]